

ひとりで悩まず、最寄りの相談機関へ相談を（DV 被害者支援）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力のことをいいます。

- 配偶者からの暴力（DV）は重大な人権侵害です。
- 暴力には、身体的暴力・精神的暴力（言葉の暴力）・性的暴力・経済的暴力・社会的暴力など様々な形態があります。

【配偶者からの暴力（DV）の種類】

身体的暴力	なぐる、ける、平手で打つ、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、【熱湯をかける、腕をねじる、引きずりまわす】など
精神的暴力 （言葉の暴力）	大声でどなる、無視する、脅す、ののしる、人前で侮辱する、【「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、召使のように扱う、「実家の両親を殺すぞ」などと脅す】 など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せる、中絶を強要する など
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くのを禁止する、相手の貯金を勝手に使う、借金を繰り返す など
社会的暴力	外出を制限する、行動を過度に束縛する、実家や友人との付き合いを制限する など
子どもを利用した暴力	子どもに危害を加えるといって脅す、子どもの前で暴力をふるう、子どもに悪口を言わせる、など

お近くの相談窓口

- 健康福祉課健康推進係
美里町牛飼字新町51 0229-32-2945
月～金曜日（祝日、休日を除く）8：30～17：15
- 子ども家庭課家庭支援係
美里町北浦字駒米13 0229-25-5252
月～金曜日（祝日、休日を除く）8：30～17：15
- 宮城県北部保健福祉事務所母子・障害第一班
大崎市古川旭4-1-1 0229-91-0712
月～金曜日（祝日、休日を除く）8：30～17：15
- 遠田警察署生活安全課
美里町藤ヶ崎1-81 0229-33-2321
月～金曜日8：30～17：15（祝日、休日、夜間は当直で対応）